

「えるぼし」認定通知書交付式を実施しました！

～ 一般財団法人阪大微生物病研究会を「えるぼし(3段階目)」で認定 ～

香川労働局（局長：栗尾保和）は、女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主として、令和7年1月22日付で、一般財団法人阪大微生物病研究会（本社：観音寺市）を「えるぼし（3段階目）」認定しました。

令和7年1月30日、香川労働局において、認定通知書交付式を実施しました。



えるぼし（3段階目）
認定マーク

写真左から、栗尾労働局長、一般財団法人阪大微生物病研究会 重松人事課長

- 「えるぼし」認定制度とは、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主を認定する制度です。
- 認定を受けると、認定マークを商品、広告、求人票等に付けることができ、優良企業であることを対外的にアピールできます。さらに、公共調達や政府系金融機関の融資等で優遇措置を受けることができます。

● 「えるぼし」認定については、
香川労働局 雇用環境・均等室（TEL 087-811-8924）
香川労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>